

両立支援チーム が発足しました!

チームで 支援します!!

沖縄県地域両立支援推進チームは、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、沖縄県下の関係団体がネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図る目的で設置されました。



医療機関等

沖縄県内のがん相談支援センター

- 琉球大学医学部附属病院 (☎098-895-1507)
- 那覇市立病院 (☎098-884-5111) (内127・283)
- 沖縄県立中部病院 (☎098-973-4111) (内3232)
- 北部地区医師会病院 (☎0980-54-1111)
- 沖縄県立宮古病院 (☎0980-72-1352)
- 沖縄県立八重山病院 (☎0980-87-5557)

【支援内容】・がん患者への就労支援、社会保険労務士(両立支援促進員)や就労支援ナビゲーターとの連携

- (一社)沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 (☎098-866-5171) (事務局:大浜第一病院 医療福祉課)

【支援内容】

・復職や復学などの社会復帰の支援、傷病や障害の程度及び生活状況に応じたサービスの調整等(相談は無料です。秘密は厳守いたします。)

専門の相談機関

●産業保健総合支援センター (☎098-859-6175)

【支援内容】・治療と仕事の両立に関する関係者からの相談対応
・患者(労働者)や事業者からの申出を受けて、患者の就労継続や職場復帰に関して事業者との治療と仕事の両立に関する調整支援

●日本産業カウンセラー協会沖縄支部 (☎098-975-6061)

【支援内容】・治療と仕事の両立支援を受けたい患者(労働者)の相談窓口(事前予約と相談料金が必要です。)

●特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 連絡先:<http://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php>

●特定非営利活動法人 キャリアコンサルティング協議会 連絡先:soudan@career-cc.org

【支援対象】・治療と仕事の両立に悩んでいる就業者・休退職者

【支援内容】・1回30分の電話無料相談(通話料は相談者負担)

●沖縄県社会保険労務士会総合労働相談所 (☎098-863-4395)

【支援内容】・労働条件や職場環境、社会保険一般について無料で相談に応じています。相談は電話で平日9時~16時まで受付中。
来所は第1、第3土曜日(祝日除く)の14時~16時に応じます。(来所時は予約が必要です。)

●ハローワーク那覇 長期療養者就職支援窓口 (☎098-916-6202)

【支援内容】・就職支援ナビゲーターがマンツーマンであなたの就職、キャリア形成を支援します。

●沖縄労働局助成金センター (☎098-868-1606)

【支援内容】・障害者雇用安定助成金(障害、治療と仕事の両立支援制度助成コース。)

●沖縄県若年性認知症支援推進事業 若年性認知症相談窓口 (☎098-943-4085)

【支援内容】・若年性認知症の方の就労支援、疾病特性に配慮した支援の紹介と社会参加の推進など。



チーム所属機関一覧

厚生労働省沖縄労働局健康安全課／同職業対策課／同職業訓練室／沖縄県保健医療部健康長寿課／沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課／一般社団法人沖縄県経営者協会／日本労働組合総連合会沖縄県連合会／一般社団法人沖縄県医師会／琉球大学医学部附属病院がんセンター／独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センター／沖縄県社会保険労務士会／一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会／日本産業カウンセラー協会沖縄支部／特定非営利活動法人日本キャリア開発協会(特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会)／全国健康保険協会沖縄支部 以上15機関

治療と仕事の両立支援

病気になっても仕事をつづけられる職場環境を作りましょう

案内板

近年、病気に対する治療は進歩し、病気になっても仕事を辞めず、働きつづけることができるようになってきました。

企業としては、今後労働者の高齢化に伴い、病気に罹患する社員の増加が見込まれるため、経営の観点からも、治療を続けながら働くことができる環境を整備する必要があります。



事業主【メリット】

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーション向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多用な人材の活用による組織や事業の活性化



- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献



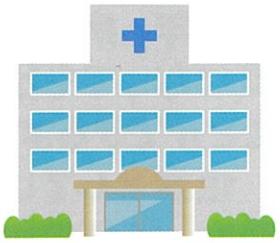
「沖縄県治療と仕事の両立支援推進チーム」は、「労働者」と「企業」を応援します!

「沖縄県地域両立支援推進チーム」は、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、沖縄労働局が事務局となり、県下の関係団体と、がん相談支援センター、そして国や県の行政機関がネットワークを構築し、既に行われている両立支援に関わる取り組みを効果的に連携させ、両立支援取組みの推進を目的で設置されています。

両立支援の事例から



「治療と仕事の両立支援」とは病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある方が、仕事を理由として治療機会を逃すこと無く、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。ここで、大腸がんと乳がんに罹患された方の事例を紹介しますので、少しでも私たちの取組が理解されれば幸いです。



Aさんの場合 (大腸がん)

私は、中規模の情報サービス業で働いています。部下20名のマネジメントを行っている他、客先に出向いたり国内外への出張も日常的にあります。

我が社には、産業医1名と常勤の保健師1名があり健康相談も行っています。

1年ほど前にがん健診を受けたところ、大腸がんが見つかりました。手術が必要であったため、上司に相談して、休職して手術を受け、無事退院しました。手術では肛門に近い大腸の一部(直腸)を切除したことから、人工肛門を造設しました。

退院後は、病院に定期的に通院しながら約半年間、飲み薬での薬物療法を行なっています。

それから4か月ほどたって、主治医のほうから「人工肛門の管理も慣れてきたし、体調も落ち着いてきているので復職も大丈夫。」と話されたので、自分も早く職場に戻りたい気持ちもあり、上司にすぐ、相談しました。

それで、上司の方から産業医も交えて、元の業務ができるのかとか働き方について検討することになりました。



Bさんの場合 (乳がん)

私は、乳がん検診でがんが見つかりました。主治医からは手術を行い、その後放射線治療、ホルモン療法をすることが提案されました。手術は数日の予定であったため上司と相談し、入院とその後の自宅療養期間については有給休暇を利用することとし、手術を受け無事退院しました。

その後、自宅療養中に経過観察のため受診したところ、主治医から今後も放射線治療を継続することとなるので、毎日の通院が必要とのことでしたが、この治療は仕事をしながら行う人もいるとの話があったので、早く仕事に戻りたいと思っていたので上司と相談しました。

上司からも、これから繁忙期を迎える時期で、短時間でも戻ってきてほしいと考えていたので、産業医も交え治療を受けながらどのように働くか検討しました。

放射線治療開始から2週間たったころ、倦怠感が強く、通勤がつらくなつたのでしばらく休みたいと上司に申し出ました。そして、上司、人事、産業医で相談を行いプランを見直すことになりました。

プラン見直しに当たっては業務調整のため、治療スケジュールに変更ないか主治医に確認したところ、主治医からは、「倦怠感はよくあること、放射線治療後に予定されているホルモン療法は通院頻度が少なくなる(3か月に1回)ので、体調次第で短時間勤務での復職も可能である」との説明がありました。

そして、主治医の意見を踏まえ上司、人事、産業医と話し合い放射線治療終了後、短時間勤務により復職し、体調に問題がなければ除々に通常の勤務に戻るプランを作成しました。



治療と仕事の両立のため支援を希望される皆様へ

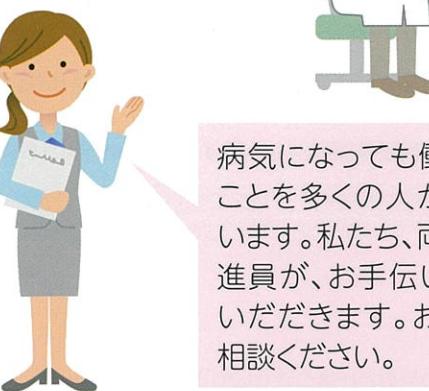
産業保健総合支援センターでは、以下の悩み・不安をサポートします。



- ◆通院しないといけなくなつたけど、働くか不安。
- ◆仕事を辞めずに治療を続けられるだろうか。
- ◆病気のことを会社にどう伝えれば良いかわからない。
- ◆職場の理解・協力が得られそうにない。
- ◆治療に必要な休暇の取得が難しそう。
- ◆相談する人がいない。。。など



人事担当者と主治医との連絡調整を支援してもらい安心して治療を受けています。



病気になっても働き続けることを多くの人が希望しています。私たち、両立支援促進員が、お手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

主治医から“職場復帰可”的診断書と就業にあたつての意見書をもらって、出社日の相談に会社に行ったところ、すぐ職場復帰支援プランを作成してもらいました。

今は時間単位の有給休暇を活用して、治療と仕事を両立させています。



支援センターが提供しているサービス

- ・事業者に対する啓発セミナー
- ・管理監督者向けの両立支援教育
- ・事業場への個別訪問支援
- ・両立支援に関する相談
- ・患者(労働者)・事業場・医療機関間の個別調整支援

支援の対象となる疾病

①がん、②脳卒中、③心疾患、④糖尿病、⑤肝炎、⑥その他 難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治療する疾病は対象としていません。

ガイドラインをご活用ください

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。

がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をすればよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

この「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」は、沖縄労働局、県内各労働基準監督署、沖縄産業保健総合支援センターに置いています。

また、厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/> (ページ内検索をご利用ください。)

